

○越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則

平成9年12月26日

規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、越谷市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市営住宅の名称等)

第2条 条例第3条第2項の規定により定める市営住宅の名称、位置、戸数及び規格並びに共同施設の位置、種類及び規模は、別表のとおりとする。

(入居の申し込み及び受付票の交付)

第3条 条例第8条第1項の規定により入居の申し込みをしようとする者（条例第5条各号に掲げる理由のいずれかに係る者として公募によらない入居の申し込みをしようとする者を除く。）は、市長が別に定める期間内に、市営住宅入居申込書（第1号様式）に現に住宅に困窮している事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 条例第5条各号に掲げる理由のいずれかに係る者として公募によらない入居の申し込みをしようとする者は、前項の市営住宅入居申込書に現に住宅に困窮している事実を証する書類及び第4項各号に掲げる書類のほか、その理由を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する申し込みがあった場合には、当該申込者に市営住宅入居申込受付票（第2号様式）を交付するものとする。

4 市長は、条例第8条第2項の規定により市営住宅の入居者を決定しようとするときは、入居の申し込みをした者に対して次に掲げる書類の提

出及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の提供を求めるものとする。

（1） 入居の申し込みをした者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）の住民票の写し

（2） 所得証明書その他の収入（条例第2条第3号に定める収入をいう。以下同じ。）の額を証する書類

（3） その他市長が必要と認める書類

（入居決定の通知）

第4条 条例第8条第2項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

（優遇措置の要件）

第5条 条例第9条第3項の市長が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

（1） 18歳未満の子を3人以上扶養している寡婦であること。

（2） 65歳以上の老人で、現に1年以上同居している同居者が65歳以上又は18歳未満の者であること。

（3） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者で、障害の程度が1級のものであること。

（4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者で、障害の程度が1級のものであること。

（5） 前号に規定する精神障害の程度と同程度の知的障害者であること。

（入居の手続きに係る請書等）

第6条 条例第11条第1項（条例第14条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）第1号の請書の様式は、第4号様式のとおりとする。

2 前項の請書には、入居決定者及び条例第11条第1項第1号の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する書類を添付しなければならない。

3 市長は、入居決定者が条例第11条第1項の規定により第1項の請書を提出する場合において、当該入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人を1人とすることができる。

（1） 連帯保証人となる3親等以内の親族がいない場合で、連帯保証人2人を見つけることが困難なとき。

（2） 前号に準ずる理由があると市長が認めるとき。

（入居可能日の通知）

第7条 条例第11条第5項の規定による通知は、市営住宅入居可能日通知書（第5号様式）により行うものとする。

（入居完了の届け出）

第8条 入居決定者は、市営住宅への入居が完了したときは、市営住宅入居完了届（第6号様式）に住民票の写しを添付して入居完了の日から7日以内に市長に届け出なければならない。

（継続使用の手続き）

第9条 入居者は、市営住宅に入居した後、5年ごとに、入居者と同等以上の収入を有する連帯保証人2人が連署した市営住宅継続使用申請書（第7号様式）に当該連帯保証人の印鑑登録証明書並びに源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する書類を添付して市長に提出し、継続使用の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、入居者が次の各号のいずれにも該

当する場合においては、当該入居者からの申し出により連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

- (1) 家賃又は駐車場使用料の滞納歴がないとき。
- (2) その他条例に基づく市長の指示又は命令に対する違反歴がないとき。

(連帯保証人の変更手続き)

第10条 入居者は、条例第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により連帯保証人の変更について市長の承認を得ようとするときは、市営住宅連帯保証人変更申請書（第8号様式）に当該連帯保証人の印鑑登録証明書並びに源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(同居の承認に係る手続き)

第11条 入居者は、条例第13条第1項の規定により同居の承認を得ようとするときは、市営住宅同居申請書（第9号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者と同居しようとする者との関係を証する書類
- (2) 同居しようとする者の所得証明書その他の収入の額を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第13条第1項の承認は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第10条の規定に基づき行うものとする。

(入居の承継に係る手続き)

第12条 条例第14条第1項に規定する入居者の地位の承継について市長の承認を得ようとする者は、市営住宅入居承継申請書（第10号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 条例第14条第1項の承認は、公営住宅法施行規則第11条の規定に基づき行うものとする。

(収入の申告)

第13条 条例第16条第1項の規定による収入の申告は、毎年9月末日までに収入報告書(第11号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、行わなければならない。

(1) 入居者及び同居者の住民票の写し

(2) 入居者及び同居者の所得証明書その他の収入の額を証する書類

(3) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第2項各号に掲げる場合にあつては、その旨を証する書類

2 条例第16条第3項の規定による通知(条例第28条第1項又は条例第31条の規定により収入超過者又は高額所得者として認定されたものに対する条例第16条第3項の規定による通知を除く。)は、収入額認定等通知書(第12号様式)により行うものとする。

(意見の申し出)

第14条 条例第16条第4項、条例第28条第2項又は条例第31条第2項に基づき意見を述べようとする入居者は、当該認定に係る通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(家賃等の減免申請)

第15条 条例第17条(条例第30条第3項又は条例第33条第3項において準用する場合を含む。)、条例第19条第1項(条例第45条において準用する場合を含む。次条において同じ。)後段、条例第54条第2項又は条例第55条第2項の規定により市営住宅の家賃、敷金若しくは条例第33条第2項の金銭又は駐車場の使用料若しくは保証金について減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(駐車場)家賃等減免(徴収猶予)申請書(第13号様式)を市長に提出し、その

承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に市営住宅家賃（駐車場）家賃等減免（徴収猶予）承認書（第14号様式）を交付するものとする。

（家賃等の納付）

第16条 条例第18条第2項（条例第30条第3項、条例第33条第3項、条例第45条又は条例第57条において準用する場合を含む。）の規定による納付又は条例第19条第1項の敷金若しくは条例第55条第1項の保証金の納付は、市長が指定する納付書により行わなければならない。

（入居者が費用を負担する修繕）

第17条 条例第20条（条例第45条において準用する場合を含む。次条において同じ。）第1項の規定に基づき入居者又は社会福祉法人等が費用を負担することとなる修繕は、畳の表替え、襖の張り替え、破損ガラスの取り替え等の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕とする。

（借り上げ市営住宅の修繕費用）

第18条 条例第20条第3項の規定により定める借り上げ市営住宅の修繕費用の負担区分は、次に掲げるとおりとする。

（1） 市営住宅の所有者 市営住宅及び共同施設のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号の主要構造部及び公営住宅法施行規則第9条の附帯施設の修繕費用

（2） 入居者又は社会福祉法人等 前条に規定する修繕費用

（3） 市 前2号に定める修繕費用以外の修繕費用

（同居者の異動の届け出）

第19条 入居者は、同居者の転出、出生、死亡その他の理由により同居者に異動が生じたときは、市営住宅同居者異動届（第15号様式）に当該異動の事実を証する書類を添付して、速やかに市長に届け出なければ

ならない。

(不使用の届け出)

第20条 条例第24条(条例第45条又は条例第57条において準用する場合を含む。)の届け出は、市営住宅又は駐車場を使用しない理由及びその期間を記載した書面を市長に提出し、行わなければならない。

(模様替え等の申請)

第21条 入居者又は社会福祉法人等は、条例第26条ただし書(条例第45条において準用する場合を含む。)又は条例第27条第1項ただし書(条例第45条において準用する場合を含む。)の規定により模様替え等の承認を得ようとするときは、市営住宅模様替え等申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(収入超過者等の認定通知)

第22条 条例第28条第1項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第16条第3項の規定による通知は、収入超過者認定通知書(第17号様式)により行うものとする。

2 条例第31条第1項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第16条第3項の規定による通知は、高額所得者認定通知書(第18号様式)により行うものとする。

(明け渡し請求)

第23条 条例第32条第1項、条例第37条第1項、条例第41条第1項又は条例第56条第1項の規定による請求は、市営住宅(駐車場)明け渡し請求書(第19号様式)により行うものとする。

(明け渡し期限延長の申し出)

第24条 条例第32条第4項の申し出は、明け渡し期限の延長を求める理由を記載した書面に、その事実を証する書類を添付して市長に提出し、行わなければならない。

(建替事業における再入居の申し出)

第25条 条例第38条の申し出は、条例第37条第1項の規定による請求を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面により市長に提出し、行わなければならない。

(明け渡しの届け出)

第26条 条例第40条第1項(条例第45条又は条例第57条において準用する場合を含む。)の規定による届け出は、市営住宅(駐車場)明け渡し届(第20号様式)により行わなければならない。

(駐車できる自動車の範囲等)

第27条 駐車場に駐車することができる自動車は、条例第53条第1項の手続きを行った者が使用する自家用自動車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第1項に規定する自家用自動車をいう。)で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、二輪自動車以外のもの

(2) 長さ5メートル、幅2メートル、車両重量2トンをそれぞれ超えないもの

2 駐車場に駐車することができる自動車の台数は、1戸につき1台とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の使用の申し込み及び決定通知)

第28条 条例第51条第1項の申し込みは、市営住宅駐車場使用申請書(第21号様式)に当該申し込みに係る自動車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車検査証をいう。以下「車検証」という。)の写しを添付して市長に提出し、行わなければならない。ただし、車検証の写しが添付できないことにつき正当な理由があると市長が認めるときは、当該理由が消滅した後にその写しを市長に提出することができるものとする。

2 条例第51条第2項の規定による通知は、市営住宅駐車場使用者決定通知書（第22号様式）により行うものとする。

（駐車場使用確約書）

第29条 条例第53条第1項第1号の市長が別に定める所定の書類は、市営住宅駐車場使用確約書（第23号様式）とする。

（駐車場使用開始日の通知）

第30条 条例第53条第4項の規定による通知は、市営住宅駐車場使用開始日通知書（第24号様式）により行うものとする。

（駐車場の使用期間）

第31条 駐車場の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下この条において「年度」という。）とする。ただし、年度の中途において使用を開始した場合の使用期間は、使用開始日から使用開始日の属する年度の末日までとする。

（自動車の変更の届け出）

第32条 使用者は、買い替え等の理由により駐車場を使用している自動車を変更したときは、自動車変更届（第25号様式）に変更後の自動車の車検証の写しを添付して、市長に届け出なければならない。

（使用料）

第33条 条例第54条第1項の規定により定める駐車場の使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の変更）

第34条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、駐車場の使用料を変更することができる。

- （1） 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があるとき。
- （2） 駐車場相互の間における使用料の額の均衡上又は民営駐車場の使用料金との均衡上、使用料を変更する必要があるとき。
- （3） 駐車場について改良を施したとき。

(保管場所の証明等)

第35条 使用者は、自動車の保管場所として駐車場を使用できる旨の証明書の交付を受けようとするときは、市営住宅駐車場使用証明書交付申請書(第26号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該使用者が条例第56条第1項各号の規定に該当していないことを確認のうえ、その者に市営住宅駐車場使用証明書(第27号様式)を交付するものとする。

3 市長は、前項の証明書を交付するにあたっては、越谷市手数料条例(昭和55年条例第9号)の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

(市の損害賠償責任)

第36条 駐車場内において、使用者等の責めに帰すべき理由によって事故等が発生し、使用者等が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(身分証票)

第37条 条例第59条第3項の身分を示す証票の様式は、第28号様式のとおりとする。

(管理代行者による管理に係る読替え)

第38条 条例第61条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を管理代行者に行わせる場合における第3条、第6条第3項、第8条から第10条まで、第11条第1項、第12条第1項、第19条から第21条まで、第24条、第27条第2項、第28条第1項、第32条及び第36条の規定の適用については、第3条第1項から第3項まで、第6条第3項、第9条第2項、第10条、第11条第1項、第12条第1項、第19条から第21条まで、第24条、第27条第2項、第28条第1項及び第32条中「市長」とあるのは「管理代行者」と、第3条第4項、第8条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「管理代行者」と、「市営住宅」とあるのは「公営住宅」と、第36条中「市」とあるのは

「市及び管理代行者」とする。

(雑則)

第 3 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(越谷市営住宅駐車場に関する規則の廃止)

2 越谷市営住宅駐車場に関する規則（平成 6 年規則第 1 5 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 公営住宅法の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 5 5 号）による改正前の公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設及び市が単独で建設した市営住宅又は共同施設については、平成 1 0 年 3 月 3 1 日までの間は、改正後の越谷市営住宅設置及び管理条例施行規則（以下「新規則」という。）第 1 3 条から第 1 5 条まで、第 2 2 条及び第 2 4 条並びに第 1 1 号様式から第 1 4 号様式までの規定は適用せず、改正前の越谷市営住宅管理条例施行規則（昭和 4 0 年規則第 2 号。以下「旧規則」という。）第 1 1 条及び第 2 0 条並びに様式第 1 2 号、様式第 1 3 号及び様式第 2 3 号の規定は、なおその効力を有する。

4 平成 1 0 年 4 月 1 日前に旧規則の規定によってした申請、手続きその他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

別表（第 2 条、第 3 3 条関係）

1 市営住宅の名称等

名称	位置	戸数	規格
----	----	----	----

弥十郎住宅	越谷市大字弥十郎753番地1	48戸	2K
弥十郎中層住宅	越谷市大字弥十郎742番地	36戸	2K
川柳町中層住宅	越谷市川柳町一丁目282番地1	36戸	2K
第2弥十郎中層住宅	越谷市東大沢三丁目23番地3	8戸	2K
七左町中層住宅	越谷市七左町四丁目372番地1	44戸	3DK
		10戸	2DK
南越谷しなのめ住宅	越谷市瓦曾根三丁目7番11号	12戸	1LDK
		6戸	2LDK
西大袋中層住宅	越谷市大字大道306番地	25戸	1DK
		(うち シルバ ーハウ ジング 20戸)	
		13戸	2DK
		(うち シルバ ーハウ ジング 6戸)	
		8戸	3DK
2戸(車 いす常 用者用)	1LDK		
2戸(車 いす常	2LDK		

		用者用)	
--	--	------	--

2 共同施設の位置等

設置する市営住宅の 名称	位置	種類	規模	使用料（月額）
七左町中層住宅	越谷市七左町四丁目 372番地1	駐車場	27区 画	1区画につき 4,500円
西大袋中層住宅	越谷市大字大道30 6番地	駐車場	24区 画	1区画につき 6,000円

様式略

